

(法務委員会)

電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案(閣法第四三号)(先議)要旨

本法律案は、高度情報化社会の進展にかんがみ、株式会社等の経営の合理化を図るため、株式会社等が電磁的方法により公告を行うことを可能とするとともに、合併、資本減少等の際の債権者保護手続を簡素化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式会社についての電子公告制度の導入

1 株式会社の公告は、官報・日刊新聞紙に掲げる方法によるほか、電子公告(電磁的方法により不特定多数の者がその公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置を執ることにより行うこともできる。

2 会社の公告を電子公告により行うときは、公告事項の種類に応じて法定の期間しなければならぬ。

3 2の公告期間中に公告の中断(1の状態に置かれた情報が当該状態に置かれなくなったこと又は当該状態に置かれた後改ざんされたこと)があつた場合においても、所定の要件を満たすときは公告の中断は公告の効力に影響を及ぼさない。

4 電子公告を公告の方法とする株式会社は、定款には電子公告を公告の方法とする旨のみ記載又は記録すれば足りるものとし、1の情報の提供を受けるために必要な事項であつて法務省令に定めるものを登記しなければならない。

5 電子公告を行う株式会社は、電子公告を行うべき期間中、当該公告の内容である情報が1の状態に置かれているかどうかについて、調査機関の調査を受けなければならない。調査機関は、法務大臣の登録を受けるものとし、調査の後遅滞なく、その結果を電子公告をした株式会社に通知しなければならない。

6 株主代表訴訟の場合の公告又は通知以外の訴え提起があつた旨の公告については、その公告義務を撤廃する。

## 二、貸借対照表の公開の方法の見直し

1 電子公告を公告の方法とする株式会社が貸借対照表の公告をする場合には、貸借対照表の全文を公告するものとし、調査機関の調査は不要とする。

2 電子公告を公告の方法としない株式会社は、現行の電磁的公示の方法による貸借対照表の公開を行うことができるが、電子公告を公告の方法とする株式会社はこの限りでない。

三、株式会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

1 合併及び資本減少・準備金減少における債権者保護手続並びに会社分割における承継会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、知れている債権者に対する個別催告を不要とする。

2 会社分割における分割会社がすべき債権者保護手続については、官報公告に加えて、日刊新聞紙による公告又は電子公告をも行った場合には、不法行為によって生じた債権を有する者以外の知れている債権者に対する個別催告を不要とする。

四、合名会社・合資会社の合併の際の債権者保護手続における個別催告の省略等

合名会社・合資会社の合併については、存続会社又は新設会社が株式会社である場合の債権者保護手続については個別催告の省略は認めない。それ以外の場合については、株式会社の合併における債権者保護手続と同様の取扱いをする。

五、有限会社の各種債権者の保護手続における個別催告の省略等

有限会社が合併等に際して行う各種債権者保護手続については、三と同様の取扱いをする。株式会社が

ら有限会社、有限会社から株式会社への組織変更の決議の内容についての株主等に対する公告及び通知の義務は撤廃する。

#### 六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。